

○北海道警察職員の名刺様式に関する訓令

北海道警察本部訓令甲第5号

昭和40年3月29日

改正 昭和41年4月1日警察本部訓令甲第2号、42年12月20日第24号、43年4月1日第6号、44年4月1日警察本部訓令第10号、45年8月20日第19号、47年4月1日第4号、48年5月1日第9号、49年4月1日第3号、50年5月24日第6号、51年4月1日第7号、52年4月1日第3号、55年12月23日第15号、57年3月25日第5号、61年4月1日第6号、平成3年5月24日第8号、4年6月22日第13号、7年3月24日第5号、12年12月11日第26号、13年12月27日第34号、15年3月31日第8号、16年3月29日第6号、19年3月29日第8号、23年3月30日第8号、24年3月23日第11号、25年3月25日第6号、26年3月18日第7号、27年3月23日第11号、28年3月23日第10号、29年3月17日第9号

北海道警察職員の名刺様式に関する訓令を次のように定める。

北海道警察職員の名刺様式に関する訓令

- 1 北海道警察職員の名刺の基本様式は、別添1及び別添2のとおりとする。ただし、基本様式に定める縦書きを横書きとすることができる。
- 2 警視以下の階級にある警察官にあつては、当該階級の上に「北海道」を冠するものとする。
- 3 職務上必要とする者にあつては、当該名刺に次に掲げる事項を記載することができる。
 - (1) 左端下位（横書きの場合は、右端下位）に所属部署の郵便番号、所在地、電話番号及びホームページアドレス
 - (2) 左端上位（横書きの場合も同じ。）に北海道警察のシンボルマーク又はシンボルマスコット
 - (3) 裏面に外国語の表記
- 4 名刺の効用を高めるなど特別の理由がある場合には、前事項以外の表記をすることができる。
- 5 名刺の規格は、おおむね縦9.1センチメートル、横5.5センチメートルとし、字体は、かい書とする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和40年4月1日から施行する。
- 2 北海道警察職員の名刺様式に関する訓令（昭和33年北海道警察本部訓令甲第15号。以下「旧訓令」という。）は、廃止する。
- 3 この訓令の施行の際、現に旧訓令の規定に基づいて作製された名刺で残部のある場合は、当分の間使用することができる。

附 則（昭和41年警察本部訓令甲第2号）

この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年警察本部訓令甲第24号）抄

- 1 この訓令は、昭和43年1月1日から施行する。

附 則（昭和43年警察本部訓令甲第6号）

- 1 この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、改正前の訓令の規定に基づき作製された名刺及び諸用紙で残部のある場合は、当分の間使用することができる。

附 則（昭和44年警察本部訓令第10号）

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年警察本部訓令第19号）

この訓令は、昭和45年8月20日から施行する。

附 則（昭和47年警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和48年5月1日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和50年5月24日から施行する。

附 則（昭和51年警察本部訓令第7号）

この訓令は、北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（昭和51年北海道公安委員会規則第2号）及び北海道警察の組織に関する訓令の一部を改正する訓令（昭和51年北海道警察本部訓令第6号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和51年8月3日）

附 則（昭和52年警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年警察本部訓令第15号）

この訓令は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則（昭和57年警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和57年3月31日から施行する。

附 則（昭和61年警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成3年警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成3年6月1日から施行する。

附 則（平成4年警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成7年警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成12年警察本部訓令第26号）

この訓令は、平成12年12月21日から施行する。

附 則（平成13年警察本部訓令第34号）

この訓令は、平成13年12月27日から施行する。

附 則（平成15年警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年警察本部訓令第8号）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際、改正前の訓令の規定に基づき作成された名刺で残部のある場合は、当分の間使用することができる。

附 則（平成23年警察本部訓令第8号）

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

2 この訓令施行の際現にこの訓令による改正前の北海道警察職員の名刺様式に関する訓令の規定に基づいて作成された名刺がある場合においては、この訓令による改正後の北海道警察職員の名刺様式に関する訓令の規定にかかわらず、当分の間これを使用することを妨げない。

附 則（平成24年警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別添 1
1 北海道警察本部に勤務する者
(1) 警察官

ア

北海道警察本部長

階級 氏

名

イ

北海道警察本部

〇〇部長

階級 氏

名

ウ

北海道警察本部

〇〇部参事(理事、総合企画、組織犯罪対策、災害対策、管理、監察)官

階級 氏

名

エ

北海道警察本部

〇〇部参事官
兼〇〇課(室)長(〇〇課(室)長事務取扱)

階級 氏

名

オ

北海道警察本部

〇〇部〇〇課(室、隊)長(次席、副隊長、〇〇官)

階級 氏

名

カ

北海道警察本部

〇〇部〇〇課〇〇室(隊、所、場)長

階級 氏

名

キ

北海道警察本部

〇〇部〇〇課(室・隊・所)課長
補佐(〇〇)(室長補佐(〇〇)、隊長補佐(〇〇)、所長補佐(〇〇)、〇〇主監、〇〇中隊長、〇〇班長、〇〇係長、〇〇主任、〇〇小隊長、〇〇係主任、〇〇分隊長、〇〇係、隊員)

階級 氏

名

ク

北海道警察本部

〇〇部〇〇課〇〇室(隊、センタ―)〇〇係長(〇〇係主任、〇〇係)

階級 氏

名

(2) 警察官以外の職員

ア

北海道警察本部
 ○○部参事官(参事)
 事務職員
 (技術職員)
 氏
 名

イ

北海道警察本部
 ○○部○○課長(次席、○○官)
 事務職員
 氏
 名

ウ

北海道警察本部
 ○○部○○所長(副所長、○○官、○○科長)
 技術職員
 氏
 名

エ

北海道警察本部
 ○○部○○課(室・隊)○○所長(○○室長、課長補佐(○○)、室長補佐(○○)、隊長補長(○○)、○○主査、○○係主任)
 事務職員
 (技術職員)
 氏
 名

オ

北海道警察本部
 ○○部○○課○○係○○科○○所○○場
 主事(技師)氏
 航空整備士
 研究員(副研究員、研究助手)
 タイピスト
 保健師
 名

(3) 運転免許センターの運転免許試験課及び運転免許管理課の職員は、前2事項の名刺様式の「○○課」に「運転免許センター」を冠するものとする。

2 札幌市警察部に勤務する者

(1) 警察官

ア

北海道警察
 札幌市警察部長
 階級
 氏
 名

イ

北海道警察札幌市警察部
 ○○課長(次席)
 階級
 氏
 名

ウ

北海道警察札幌市警察部
 ○○課課長補佐(○○)(○○係長、○○係主任、○○係)
 階級
 氏
 名

(2) 警察官以外の職員

ア

北海道警察札幌市警察部
○課長補佐(○)
○係主任(○)
事務職員
(技術職員)
氏
名

3 サイバーセキュリティ対策本部に勤務する者

(1) 警察官

ア

北海道警察
サイバーセキュリティ対策本部長
階級
氏
名

イ

北海道警察
サイバーセキュリティ対策本部
参事(管理、○)官
階級
氏
名

ウ

北海道警察
サイバーセキュリティ対策本部
○班長(○)主監、○係長、
○係主任、○係
階級
氏
名

(2) 警察官以外の職員

ア

北海道警察
サイバーセキュリティ対策本部
○官(○)主監、○係長、○
○係主任
事務職員
(技術職員)
氏
名

4 北海道警察学校に勤務する者

(1) 警察官

ア

階級	北海道警察学校長
氏	
名	

イ

階級	北海道警察学校 副校長
氏	
名	

ウ

階級	北海道警察学校 〇〇部長
氏	
名	

エ

階級	北海道警察学校 庶務部〇〇課長
氏	
名	

オ

階級	北海道警察学校 〇〇部次長 〔教授、教官、助教、 〇〇科長、〇〇班長〕
氏	
名	

カ

階級	北海道警察学校 〇〇部〇〇課次席（〇〇主監、 〇〇係長、〇〇主査、〇〇係主 任、〇〇係）
氏	
名	

(2) 警察官以外の職員

ア

（事務職員 技術職員）	北海道警察学校 庶務部〇〇課長（次席、〇〇官、 〇〇主監、〇〇係長、〇〇主査、 〇〇係主任）
氏	
名	

イ

（事務職員 技術職員）	北海道警察学校 〇〇部次長 〔教授、教官、助 教、〇〇科長、 〇〇班長〕
氏	
名	

ウ

主事（技師）	北海道警察学校 庶務部〇〇課〇〇係
氏	
名	

5 方面本部に勤務する者
(1) 警察官

ア

北海道警察〇〇方面本部長

階級 氏 名

イ

北海道警察〇〇方面本部
参事官

階級 氏 名

ウ

北海道警察〇〇方面本部
参事官兼〇〇課長(〇〇課長事務
取扱)

階級 氏 名

(2) 警察官以外の職員

エ

北海道警察〇〇方面本部
〇〇課(室・隊)長(〇〇官、次
席、副隊長)

階級 氏 名

オ

北海道警察〇〇方面本部
〇〇課(室・隊) 〇〇室長(〇〇
隊長、課長補佐(〇〇))、室
長補佐(〇〇)、〇〇主監、
〇〇班長、〇〇中隊長、〇〇係
長、〇〇主査、〇〇小隊長、
〇〇係主任、〇〇分隊長、
〇〇係、〇〇隊)

階級 氏 名

ア

北海道警察〇〇方面本部
〇〇課長(次席)

(事務職員
技術職員) 氏 名

イ

北海道警察〇〇方面本部
〇〇課 〇〇室長(〇〇所長、課
長補佐(〇〇))、〇〇主監、
〇〇副室長、〇〇係長、〇〇主査、
〇〇係主任)

(事務職員
技術職員) 氏 名

ウ

北海道警察〇〇方面本部
〇〇課 〇〇係(〇〇係)

(主事(技師)
研究員(副研究員、研究助手)
タイピスト
保健師) 氏 名

6 警察署に勤務する者

(1) 警察官

ア

北海道〇〇方面
 〇〇警察署長（〇〇警察署副署長）
 階級 氏 名

イ

北海道〇〇方面〇〇警察署
 〇〇官（〇〇警察庁舎所長、〇〇警察庁舎副所長、〇〇課長、〇〇係長、〇〇主査、〇〇係主任、〇〇係）
 階級 氏 名

ウ

北海道〇〇方面〇〇警察署
 〇〇交番（駐在、警備派出所）所長
 階級 氏 名

エ

北海道〇〇方面〇〇警察署
 〇〇交番（駐在所、警備派出所）係長（主任）
 階級 氏 名

オ

北海道〇〇方面〇〇警察署
 〇〇交番（駐在所、警備派出所）
 階級 氏 名

カ

北海道〇〇方面〇〇警察署
 〇〇隊長（〇〇班長、〇〇係長、〇〇主任、〇〇係）
 階級 氏 名

(2) 警察官以外の職員

ア

北海道〇〇方面〇〇警察署
 〇〇官（〇〇課長、〇〇係長、〇〇主査、〇〇係主任）
 〔事務職員
 技術職員
 少年警察補導員
 交通巡視員〕 氏 名

イ

北海道〇〇方面〇〇警察署
 〇〇課〇〇係
 〔主事（技師）
 少年警察補導員
 交通巡視員〕 氏 名

ウ

北海道〇〇方面〇〇警察署
 〇〇課〇〇係
 〔船長（機関長）
 機関員（甲板員）〕 氏 名

別添 2

1 外国語のうち英文の表記例

T A R O Y A M A D A Police Officer △△Police Station ○○Area, Hokkaido

2 英文の階級

警 視 監	Senior Commissioner
警 視 長	Commissioner
警 視 正	Assistant Commissioner
警 視	Superintendent
警 部	Chief Inspector
警 部 補	Inspector
巡 査 部 長	Sergeant
巡 査 長	Senior Police Officer
巡 査	Police Officer

3 英文の組織名

北海道警察本部	Hokkaido Prefectural Police Headquarters
北海道警察○○方面本部	Hokkaido○○Area Police Headquarters
北海道○○方面△△警察署	△△Police Station, ○○Area, Hokkaido